

名古屋市上下水道局アメンボデザイン等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）以外の者がアメンボデザイン又はマンホール蓋デザイン（以下「アメンボデザイン等」という。）を使用する場合の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(デザイン見本)

第2条 アメンボデザイン等のデザイン見本は、別紙のとおりとする。

(使用の申込み)

第3条 アメンボデザイン等の使用を希望する者（以下「申込者」という。）は、アメンボデザイン等使用申込書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、当局に提出するものとする。ただし、申込みフォームによる申込みの場合は、申込みフォームへの入力送信をもって、様式第1の提出に代えることができる。

(1) 企画書その他のアメンボデザイン等の使用内容が分かるもの

(2) 前号に定めるもののほか、上下水道局長（以下「局長」という。）が必要と認める書類

2 申込者は、申込み後、当該申込みの内容を変更しようとする場合には、変更後の内容で再度申込みものとする。

(使用承諾基準)

第4条 申込みがあった場合において、アメンボデザイン等の使用目的等が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当局事業のPRに寄与するものであると認められるときは、局長は、アメンボデザイン等の使用を承諾することができる。

(1) 当局に対する信頼、アメンボデザイン等のイメージを傷つけるとき、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 指定給水装置工事事業者又は市指定排水設備工事店が使用するとき。

(3) 浄水器又は活水器関連の事業者が使用するとき。

(4) 不当な利益を得るために使用されるおそれのあるとき。

(5) 法令若しくは公序良俗に反するとき、又は反するおそれのあるとき。

(6) 暴力団又はその関係事業者が使用するとき。

(7) 特定の個人、法人、団体（政党、宗教団体等）を支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。

(8) その他局長が不相当と認めるとき。

2 局長は、前項による承諾（以下「使用承諾」という。）を行う場合には、必要な条件を付すことができる。

(承諾等の通知)

第5条 局長は、申込みがあった場合において、使用承諾を行ったときはアメンボデザイン等使用承諾書(様式第2)により、使用承諾を行わなかったときはアメンボデザイン等使用不承諾通知書(様式第3)により、当該申込者に通知する。

(使用承諾後の手続き)

第6条 使用承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、アメンボデザイン等を使用した製作物を1部、配布等の開始前までに、当局に郵送等にて提出する。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その形状がわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、アメンボデザイン等の使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる事項に該当しないこと。
- (2) 別紙デザイン見本に従って使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (3) 物品等の販売に関する目的で使用する物は、安全性、品質等についても十分な配慮をするとともに、関係法令を遵守すること。
- (4) 第4条第2項により付された条件に違反しないこと。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、アメンボデザイン等に関し、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録、その他の自己の権利を新たに設定又は登録する行為をしてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 使用者が前3条の規定に違反していると認められるときは、局長は、アメンボデザイン等の使用条件を変更し、若しくは使用承諾を取り消し、又は当該承諾に係る物品の使用停止若しくは回収を命じるなど適切な措置を行うものとする。

2 前項の規定により生じた損害に対して、当局はその責めを負わない。

(使用承諾の期間)

第10条 デザインの使用承認の期間は、使用を承諾した日から起算して1年以内とする。

(使用料)

第11条 アメンボデザイン等の使用料は、無償とする。

(損失補償等の責任)

第12条 当局は、アメンボデザイン等の使用にかかる損失補償等一切の責任を負わない。

(報道等による使用の特例)

第13条 次に掲げる者がアメンボデザイン等を使用する場合（第1号に掲げる者にあつては、報道を目的とした使用に限る。）には、第3条の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 報道関係機関

(2) その他申込みを不要とすることについて局長が適当と認める者

2 局長は、特例使用者が第4条第1項各号に該当すると認める場合には、アメンボデザイン等の使用中止の命令その他の必要な措置を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、アメンボデザイン等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

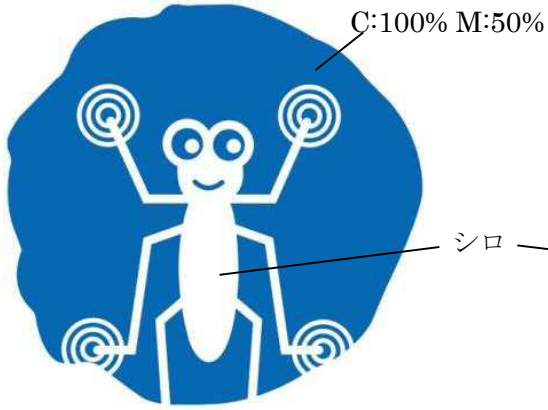
附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

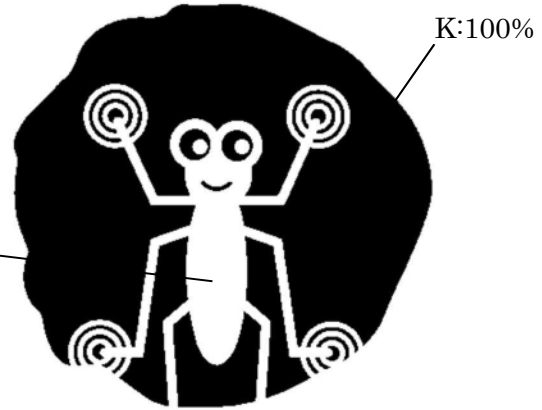
デザイン

<アメンボデザイン>

カラー



白黒



<マンホール蓋デザイン>

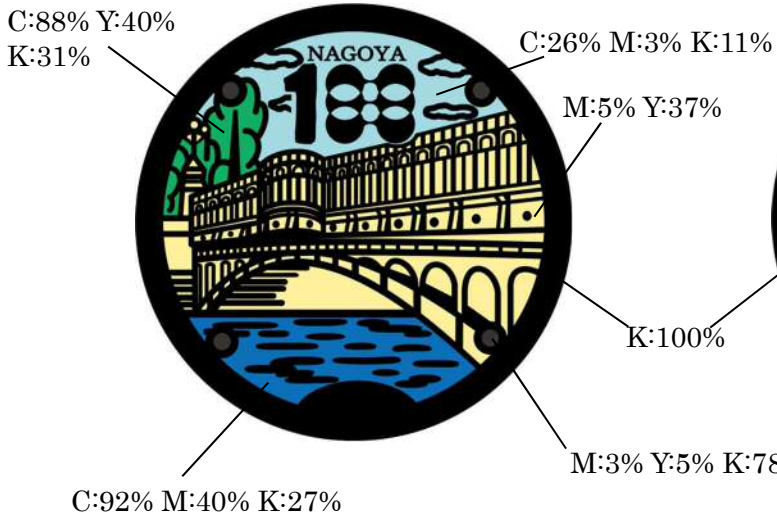
アメンボ



アメンボ震災用



100周年記念 (カラー)



100周年記念 (白黒)



C:92% M:40% K:27%